鵠沼橘町内会会則

2016 年度（平成 28 年４月）改訂版

（目的）

第1条　この会は、以下の掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持・形成ならびに、地域住民の親睦を図ることを目的とする。

（１）広報の配布

（２）回覧の回付等の住民相互の連絡

（３）美化・清掃・防犯・交通等の環境の整備

（４）集会所の維持管理

（５）レクリエーション等の行事

（６）その他目的に沿った活動

（名称）

第２条　この会は、鵠沼橘町内会（略称：橘町内会）と称する。

（区域）

第３条　この会の区域は、鵠沼橘１丁目１番地１号から１７番地１６号までの区域と鵠沼橘２丁目１番地１号から 14 番地２６号までの区域とする。

（事務所）

第４条　この会の事務所は、藤沢市鵠沼橋１丁目 13 番地１号に置く。

（会員）

第５条　この会の会員は、第３条に定める区域の住所を有する個人とする。

２．この会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員になることができる。

（会費）

第６条　この会の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（加入）

第７条　この会に加入しようとするものは、入会申込書に記入して、代表者宛てに提出なければならない。

（退会）

第８条　会員の退会は、次の場合とする。

（１）この会の区域に居住しなくなったとき

（２）本人からの退会届が代表者宛てに提出されたとき

（役員の種別）

第９条 この会に、次の役員を置く。

（１）代表者（町内会会長）　　１人

（２）副代表者（町内会副会長）　　若干名

（３）監事　　２人

（４）会計　　２人

（５）部長・副部長　　必要人数

（６）部員・その他の役員　　必要人数

（役員の選任）

第 10 条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

２．監事は、その他の役員と兼務できない。

（役員の職務）

第 11 条　代表者は、この会を代表し、会務を総括する。

２．　副代表者は、代表者を補佐し、代表者に事故あるときは、その職務を代理する。

３．部長は、各担当の部を総括し、副部長は、部長を補佐する。

４．会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

５．監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

①本会の会計及び資産の状況を監査する。

②代表者、副代表者及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

また、この目的のために役員会に参画する。

③会計及び資産状況、又は業務執行状況について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

④前号の報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員の任期）

第 12 条 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２．補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３．役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（総会の種別）

第 13 条 この会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第 14 条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第 15 条　総会は、この会則に定めるほか、この会の運営に関する重要な事項を決議する。

（総会の開催）

第 16 条　定期総会は、毎年度決算終了後３ヵ月以内に開催する。

２．臨時総会は、次の場合に開催する。

①代表者が必要と認めたとき。

②会員の 4 分の 1 以上の請求があったとき、又は役員会において開催の決議があったとき。

③第 11 条第 5 項第 4 号の規定により監事からの請求があったとき。

３．総会は、代表者が招集する。

４．総会を招集するときは、代表者は会議の目的及びその内容・日時・場所を示して、開会の１４日前までに、文書で会員に通知しなければならない。

（総会の議長）

第 17 条　総会の議長は、代表者がこれにあたる。

（総会の定足数）

第 18 条　総会は、会員の 4 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）

第 19 条　総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、賛否同数の時は、議長の決するところによる。

（会員の議決権）

第 20 条　会員は、総会において各々1 個の表決権を有する。

（議決事項）

第 21 条　総会は、次の各号のほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（１）資産の処分及び担保に供する決定

（２）事業報告の承認

（３）会計決算の承認

（４）資産管理報告の承認

（５）事業計画の決定

（６）会費の決定

（７）予算の決定

（８）会則の改正

（９）役員の選出

（書面表決等）

第 22 条　やむをえない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として、表決を委任することができる。

２．前項の場合における、第 18 条、第 19 条、第 30 条第 2 項、第 34 条及び第 35 条第 2 項並びに第 3 項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第 23 条　総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

（３）開催目的、審議事項及び議決事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２．議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

（役員会の構成）

第 24 条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第 25 条　役員会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議する事項に関すること

（２）総会で議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない本会の会務の執行に関すること

（役員会の招集等）

第 26 条　役員会は、代表者が必要と認めるとき、又は役員の３分の１以上から会議の目的である事項が示され請求があったときに開催する。

２．役員会を招集するには、役員に対し、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記した文書を、開会７日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第 27 条　役員会の議長は、代表者がこれにあたる。

（役員会の定足数等）

第 28 条　役員会には、第 18 条、第 19 条、第 22 条、第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

（資産の構成）

第 29 条　この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）別に定める財産目録記載の資産

（２）会費

（３）活動に伴う収入

（４）資産から生ずる果実

（５）その他の収入

（資産の管理）

第 30 条　この会の資産は、代表者が管理し、その方法は役員会の議決を経て決める。

２．この会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、会員の 3 分の 2 以上が出席している総会において、出席した会員の 5 分の 4 以上の賛成を必要とする。

（会計年度）

第 31 条　この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 32 条　この会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに代表者が作成し、その年度開始前までに総会の決議を得なければならない。変更する場合も同様とする。

２．前項の規定にかかわらず年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、代表者は、総会において予算が決議される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び収支決算）

第３３条　この会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに代表者が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事の監査を経て、その年度終了後３ヵ月以内に総会の承認を得なければならない。

（会則の変更）

第 34 条　この会の会則のうち第 30 条第 2 項（資産の管理）及び第 35 条（解散及び残余財産の処分）に関しては、会員の 2 分の 1 以上が出席している総会において、出席した会員の 5 分の 4 以上の賛成を得、かつ藤沢市長の認可を得なければ改定することができない。

（解散及び残余財産の処分）

第 35 条　この会は、地方自治法第 260 条の 20 により解散する。

２．総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

３、解散のときに存する残余財産は、会員の 2 分の 1 以上が出席している総会において、出席した会員の 5 分の 4 以上の賛成を得て、本会の目的を有する団体に寄付する。

（備え付け帳簿及び書類）

第 36 条　この会の事務所には、会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えるものとする。

（細則）

第 37 条　この会則の施行について必要な事項は、代表者が総会の議決を経て別に定める。

付則

１．この会則は、平成 12 年４月１日より施行する。

２．この会則は、平成 18 年５月 27 日より一部改正施行する。

３．この会則は、平成 27 年４月 18 日より一部改正施行する。

４．この会則は、平成 28 年４月 16 日より一部改正施行する。